

参考までに
(50%以下で
構造計算不要
の範囲)

河川改修マニュアル

平成 24 年 3 月

広島県土木局河川課

河川と道路でアロケをとる。

iii) 添架物管理者アロケ分は、道路管理者に渡して処理する。

③間接費について

直接費の10%

(3) 添架物負担金の算定について

日本電信電話株式会社と道路局、都市局とで昭和60年5月20日に終結された覚書及び下記の関連通達によるものとする。

○日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する覚書等について

昭和60年5月20日

建設省道政発第41号

建設省都街発第15号

建設省道路局長、都市局長から地方建設局長
あて（都道府県・指定市の長宛参考送付）

昭和60年4月1日に日本電信電話公社（以下「旧公社」という）が解散されたことに伴い、道路管理者と日本電信電話株式会社（以下「新会社」という）とが次に掲げる事項について協議を行う場合の準則として、新たに別紙1の日本電信電話公社の解散に伴う措置について（以下「別紙1の往復文書」という）及び別紙2の日本電信電話株式会社に係る道路の占用物件等の移転に要する費用の負担に関する覚書（以下「別紙2の覚書」という）を交換したので、下記事項に留意のうえその取扱いに遺憾のないように措置されたい。

- 1 占用物件等の移転等に要する費用の負担
 - 2 橋の新設または改築に際し、電気通信線路を添架する場合の費用負担
 - 3 一般国道等（有料道路を除く）の管理に用いる通信施設の設置及び通信役務の提供
- 追って、都道府県知事におかれては、貴管下道路管理者にもこの旨周知徹底方お取計らい願いたい。

記

第1 趣旨省略

第2 占用物件等の移転等に要する費用の負担の取扱い 省略

第3 橋の新設または改築に際し、電気通信線路を添架する場合の費用負担の取扱いに係る別紙1の往復文書中記2によりその例によるものとされた旧「橋の新設または改築に際し、公衆電気通信線路を添架する場合の費用負担に関する覚書」（別紙3）（以下この項において「旧覚書」という）については、次の事項に留意のうえその取扱いに遺憾のないよう適切な運用を図られたい。

- 1 旧覚書による負担金は、原因者負担金として取扱うこと。
- 2 橋の新設または改築とは、橋を新設または架替する場合のほか、拡幅工事において拡幅部分の主構造が従前の橋の主構造から独立した構造である場合を含むものであること。
- 3 鉄筋コンクリート床版橋を費用負担の対象外としたのは、これらの橋はおおむね4メ

一メートル以下の場合が多く、添架物件による荷重の増加は僅少であるので、橋の構造変化の必要はないとみなしたものであること。

- 4 1 メートル当たり 50 キログラムを超える物件の添架についてのみ費用負担の対象としたのは、50 キログラム以下の物件の添架は橋の構造に影響を与えないものとみなしたことに基づくものであること。
 - 5 主構等力学的に添架物件荷重に関連する工事費とは、上部構造の工事費から交通の川及び交通の便益のために供せられる部分（床板、舗装、高欄、照明等）に要する工事費を除いたものであること。
 - 6 下部構造を負担金算定の対象外としたのは、通常の添架物件の荷重では下部構造に与える影響は極めて少ないと認められることに基づくものであること。
 - 7 間接費の率は、「道路整備特別会計における附帯工事の事務取扱要領」に準拠したものであること。
 - 8 線路を取り付けるための工事は、占用に関する工事であり旧覚書の対象外であること。
- 第4 一般国道等（有料道路を除く。）の管理に用いる通信施設の設置及び通信役務の提供の
取扱い 省略
- 第5 通達の廃止 省略

○日本電信電話株式会社の行う事業のための道路の占用の取扱いについて

昭和 60 年 5 月 20 日 建設省道政発第 42 号
建設省道路局路政課長から地方建設局道路部長宛（都道府県・指定市土木部長宛参考送付）

日本電信電話公社（以下「旧公社」という）の行う道路の占用に関しては、道路法の規定に基づき、政令でその基準を定めることができることとなっていたが、政令制定までの間における暫定的取扱いとして、建設省と旧公社との間で「道路の占用協議に関する建設省・日本電信電話公社協定」（昭和 35 年 8 月 1 日成立）（以下「旧建電協定」という）及び「道路の占用の協議に関する建設省・日本電信電話公社協定の運用に関する細目協定」（昭和 35 年 8 月 1 日成立）（以下「細目協定」という）が締結されていたが、道路法第 35 条の一部改正により、その存立の根拠を失ったので、旧建電協定及び細目協定は昭和 60 年 3 月 31 日限りで失効した。

新たに発足した日本電信電話株式会社（以下「新会社」という）の行う事業のための道路の占用は、改正後の道路法第 32 条第 1 項及び第 3 項に基づく許可に基づく占用とされたことから、既に「日本電信電話公社及び日本専売公社の民営化等に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」（昭和 60 年 3 月 28 日付け建設省道政発第 23 号、第 23 号の 2、第 23 号の 3 及び第 23 号の 4 建設省道路局長通達）及び「日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する往復文書及び覚書等について」（昭和 60 年 5 月 20 日付け建設省道政発第 41 号、都街発第 15 号建設省道路局長・都市局長通達）が発せられているが、新会社の行う事業のための道路の占用の取扱いに関しては、これらの通達によるほか、下記事項に留意のうえ、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

記

1～2 省略

3 橋の新設または改築に際し、電気通信線路を添架する場合の費用負担の取扱い

橋の新設または改築に際し、電気通信線路を添架する場合の費用負担の取扱いについては、前記道路局長通達「日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する往復文書及び覚書等について」（以下この項において「局長通達」という）別紙1の往復文書中記2によりその例によるものとされた旧「橋の新設または改築に際し、公衆電気通信線路を添架する場合の費用負担に関する覚書」（以下この項において「旧覚書」という）及び局長通達によるほか、次の項に留意のうえ、その取扱いに遺憾のないよう努められたい。

(1) 旧覚書による直接費の算式中「上部構造の主構等力学的に添架荷重に関連するものの工事費」は、次によるものとする。

イ 上部構造の主構等の部材の範囲は、沓横構、対傾構等を含め、橋の応力計算の対象となるもの（高欄及び排水管を除く）とし、その工事費は、運搬架設及び塗装を含めた仕上がりまでの費用を対象とする。

なお、合成桁の床版は主構とみなす。

ロ 鋼橋の上部工事のうち、高欄及び排水管の制作並びに架設に要する工事費が他の上部工事と一体となっている場合、その工事費を除外するには次の式によって積算するものとする。

$$\text{上部構造設計額} = \frac{\text{上部構造全体工事費（床版、舗装、照明等に関する費用を除く）}}{\text{全鋼重}} \times \frac{\text{全鋼重} - \text{高欄、排水管の重量}}{\text{全鋼重}}$$

ハ 設計材及び監督費は、間接費に含まれるものとする。

$$\text{清算額} = \text{負担金予納額} \times \frac{\text{上部構造全体契約金額}}{\text{上部構造全体設計金額}}$$

(2) 新会社は、添架する橋梁架設後、新会社の施設についてのみ維持管理を行うものとする。追って、この措置は、新会社と合意済みであることを申し添える。

4 その他

(1) 新令についての施工通達及び別表により発せられることとされている通達は、省令の改正が行われてから、速やかに発せられる予定であることを了知されたい。

(2) 次の通達は廃止する。

「橋の新設または改築に際し、公衆電気通信線路を添架する場合の費用負担に関する覚書の運用について」（昭和39年9月1日付け道発第30号建設省道路局路政課長通達）

○（旧覚書）橋の新設または改築に際し、公衆電気通信線路を添架する場合の費用負担に関する覚書

橋（鉄筋コンクリート床版橋を除く。以下同じ）の新設または改築に際し、日本電信電話公社（以下「公社」という）が当該橋に公衆電気通信線路（以下「線路」という）を単独または他の占用物件と同時に添架することにより荷重の増加をきたし、橋の主構造の変更を必要とする場合の道路管理者に対する公社の費用負担について「道路の占用の協議に関する建設省、日本電信電話公社協定の運用に関する細目協定」第16条に基づき建設省道路局長、都市局長および日本電信電話公社施設局長は、下記により覚書を交換する。

記

- 1 公社は橋に添架する線路の荷重が単独または同時に添架する他の占用物件の荷重と併せて50kgf/mをこえる場合は、当該橋の主構造の変更を必要とするものとして、2により増加する工事費を負担するものとする。
- 2 増加する工事費は直接費及び間接費とし、直接費は次式により算定し、間接費は直接費の10%に相当する額の範囲内において道路管理者と公社が協議して定めるものとする。

$$\text{直接費} = \frac{\text{上部構造の主構等力学的に添架荷重に関連するものの工事費}}{\text{公社の添架物件荷重}} \times \frac{\text{全添架物件荷重}}{\text{(橋梁の死荷重+活荷重) + 全添架物件荷重}}$$

- 3 この覚書の改廃は、三者の協議によるものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、おのおの1通を保有する。

昭和39年3月25日

建設省 道路局長 尾之内 由紀夫

建設省 都市局長 鶴海 良一郎

日本電信電話公社 施設局長